

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="286 220 976 252">施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱</p> <p data-bbox="669 300 1088 411">令和5年6月14日決裁 令和5年12月28日一部改正 <u>令和7年3月5日一部改正</u></p> <p data-bbox="163 504 1088 632">第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、<u>令和6年7月以前から継続して</u>電気式のヒートポンプを使用し、かつ高圧電力を契約している生産者とする。</p> <p data-bbox="163 699 1088 874">第4条 <u>6 本事業補助金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」）相当額は補助対象としないため、これを減額して申請するものとする。</u></p> <p data-bbox="163 938 1088 1114">第5条 規則第7条の交付決定通知書及び規則14条の補助金の額の確定通知は、<u>様式第2-1号</u>のとおりとする。 <u>2 知事は、補助金を交付しないことを決定した場合には、様式第2-2号により通知する。</u></p> <p data-bbox="163 1177 275 1209"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="163 1265 875 1297"><u>第11条</u> その他必要な事項については、別に定める。</p>	<p data-bbox="1249 220 1939 252">施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱</p> <p data-bbox="1630 300 2049 371">令和5年6月14日決裁 令和5年12月28日一部改正</p> <p data-bbox="1126 504 2051 632">第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、埼玉県内において、<u>令和5年1月までに</u>電気式のヒートポンプを使用し、かつ高圧電力を契約している生産者とする。</p> <p data-bbox="1126 699 1238 778">第4条 <u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1126 938 2051 1066">第5条 規則第7条の交付決定通知書及び規則14条の補助金の額の確定通知は、<u>様式第2号</u>のとおりとする。 <u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1126 1177 1910 1209"><u>第11条 事業実施期間は令和6年3月31日までとする。</u></p> <p data-bbox="1126 1265 1839 1297"><u>第12条</u> その他必要な事項については、別に定める。</p>

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

(略)

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前に本要綱により既に実施している事業については、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月5日から施行する。
- 2 この通知による改正前に本要綱により既に実施している事業については、従前の例による。

(略)

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前に本要領により既に実施している事業については、従前の例による。

(新設)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

別表 1		別表 1	
補助対象金額	<p><u>以下の1及び2により算出された電気料高騰金額のうち、いずれか低い金額を補助対象金額とする。</u></p> <p><u>1 物価上昇率による算出</u> $\text{補助対象金額} = \text{算定基礎額 (①)} \times \text{物価上昇率 (②)} \times 3 \text{ か月電気使用量 (③)}$ ①算定基礎額 令和3年8月から令和4年1月の電気料金請求分の平均単価 (円/kwh) ②物価上昇率 $\frac{\text{令和6年7月から12月の電気料請求分の平均単価 (円/kwh)}}{\text{算定基礎額} - 1}$ ③3か月電気使用量 令和6年7月から令和6年12月の電気使用量の1か月平均の3か月分</p> <p><u>2 実際に支払った電気料金による算出</u> $\text{「令和6年7月から令和6年12月の電気料金合計 (円)」} - \text{「令和3年8月から令和4年1月の電気料金合計 (円)」}$</p>	補助対象金額	<p><u>以下の算定式により算出された電気料高騰金額を補助対象金額とする。</u></p> <p><u>【算定式】物価上昇率による算出</u> $\text{補助対象金額} = \text{算定基礎額 (①)} \times \text{物価上昇率 (②)} \times 6 \text{ か月電気使用量 (③)}$ ①算定基礎額 令和3年8月から令和4年1月の電気料金請求分の平均単価 (円/kwh) ②物価上昇率 $\frac{\text{令和5年5月から10月の電気料請求分の平均単価 (円/kwh)}}{\text{算定基礎額} - 1}$ ③6か月電気使用量 令和3年8月から令和4年1月の電気使用量合計 (kwh)</p> <p><u>(新設)</u></p>
補助率	10分の10以内 (予算の範囲内とする)	補助率	10分の10以内 (予算の範囲内とする)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

別表 2

- 1 ヒートポンプを使用していることが確認できる書類
(例：ヒートポンプが設置されているハウスの写真、補助事業の財産管理台帳、固定資産台帳の写し 等)
- 2 高圧電力を使用していることが確認できる書類
(例：電力会社発行の書類の写し 等)
- 3 令和3年8月から令和4年1月、令和6年7月から令和6年12月の生産費用にかかった電気使用量と支払った電気料金が分かる書類
(例：電力会社発行の領収証の写し 等)

別表 2

- 1 ヒートポンプを使用していることが確認できる書類
(例：ヒートポンプが設置されているハウスの写真、補助事業の財産管理台帳、固定資産台帳の写し 等)
- 2 高圧電力を使用していることが確認できる書類
(例：電力会社発行の書類の写し 等)
- 3 令和3年8月から令和4年1月、令和5年5月から令和5年10月の生産費用にかかった電気使用量と支払った電気料金が分かる書類
(例：電力会社発行の領収証の写し 等)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

別紙1 補助金交付申請額算定書

1 令和3年8月から令和4年1月の税込電気料金 (単位:円)

電力会社名 (基注契約名)	令和3年					令和4年	小計	合計(A)
	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

※行が足りない場合は追加してください

2 令和3年8月から令和4年1月の電気使用量 (単位:kWh)

電力会社名 (基注契約名)	令和3年					令和4年	小計	合計(B)
	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

※行が足りない場合は追加してください

3 令和6年7月から令和6年12月の税込電気料金 (単位:円)

電力会社名 (基注契約名)	令和6年						小計	合計(C)
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

※行が足りない場合は追加してください

4 令和6年7月～令和6年12月の電気使用量 (単位:kWh)

電力会社名 (基注契約名)	令和6年						小計	合計(D)
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

※行が足りない場合は追加してください

5 算定基礎額(令和3年8月から令和4年1月の平均税込単価)

令和3年8月から令和4年1月 税込電気料金(A)	算定基礎額 (E=A/B)
0	0

6 物価上昇率(令和6年7月から12月の平均税込単価/算定基礎額-1)

令和6年7月から12月				物価上昇率 (G=F/E-1)
税込電気料金(C)	電気使用量(D)	平均税込単価 (F=C/D)	算定基礎額(E)	
0	0	0	0	0

7 電気料金高騰分(算定基礎額×物価上昇率×令和6年7月から令和6年12月の平均1か月電気使用量の3か月分)

算定基礎額(E)	物価上昇率(G)	電気使用量(D)	電気料金高騰分(補助対象金額) (H=E×G×D÷3×3)
0	0	0	0

8 実際の電気料金高騰分(令和6年7月から令和6年12月の税込電気料金 - 令和3年8月から令和4年1月の税込電気料金)

令和6年7月から令和6年12月 税込電気料金(I)	令和3年8月から令和4年1月 税込電気料金(A)	電気料金高騰分 (補助対象金額)(J=I-A)
0	0	0

10 補助申請額(補助対象金額 HとJのいずれか低い方)

0

別紙1 補助金交付申請額算定書

1 令和3年8月から令和4年1月の電気料金 (単位:円)

電力会社名 (契約名)	令和3年					令和4年	小計	合計(A)
	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

2 令和3年8月から令和4年1月の電気使用量 (単位:kWh)

電力会社名 (契約名)	令和3年					令和4年	小計	合計(B)
	8月	9月	10月	11月	12月	1月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

3 令和5年5～10月の電気料金 (単位:円)

電力会社名 (契約名)	令和5年						小計	合計(C)
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

4 令和5年5～10月の電気使用量 (単位:kWh)

電力会社名 (契約名)	令和5年						小計	合計(D)
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
							0	0
							0	
							0	
							0	
							0	

5 算定基礎額(令和3年8月から令和4年1月の平均単価)

令和3年8月から令和4年1月 電気料金(A)	算定基礎額 (E=A/B)
0	0

6 物価上昇率(令和5年5～10月の平均単価/算定基礎額-1)

令和5年5～10月				物価上昇率 (G=F/E-1)
電気料金(C)	電気使用量(D)	平均単価 (F=C/D)	算定基礎額(E)	
0	0	0	0	0

7 電気料金高騰分(算定基礎額×物価上昇率×令和3年8月から令和4年1月の電気使用量)

算定基礎額(E)	物価上昇率(G)	電気使用量(B)	電気料金高騰分 (補助対象金額) (H=E×G×B)
0	0	0	0

8 補助申請額

0円

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

様式第2-1号 (第5条関係)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金
交付決定通知書・交付額確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第7条の規定により、下記のとおり交付する。

また、同第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定する。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 支払方法
精算払いとする。

4 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 県は、補助事業者に対し、補助事業に係る事項については、調査、検査あるいは報告を求めることができる。

様式第2号 (第5条関係)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法
精算払いとする。

3 交付の条件

- (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 県は、補助事業者に対し、補助事業に係る事項については、調査、検査あるいは報告を求めることができる。

様式第2-2号 (第5条関係)

(新設)

様式第2-2号 (第5条関係)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金については、下記の理由により交付しないことと決定したので通知する。

記

不交付の理由